

2025年1月15日（水）
愛知県西三河県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 今泉、山本
ダイヤル 0564-27-2876
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、中島
内線 3050、3008
ダイヤル 052-954-6225

高浜市における地下水汚染について

2024年4月23日に記者発表しました^{さんしゅうのやす}三州野安株式会社（高浜市）の高浜市内の同社碧海工場^{あおみ}における土壌汚染について、同工場跡地の現在の所有者であるアサヒセイレン中部株式会社（西尾市）が措置の検討のため地下水調査を実施したところ、汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、アサヒセイレン中部株式会社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

アサヒセイレン中部株式会社

(2) 報告年月日

2025年1月15日（水）

(3) 調査対象地

愛知県高浜市碧海町五丁目3番15、3番16、3番17、3番18、3番19及び3番20の各一部

(4) 地下水調査結果

次表のとおり、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水基準	超過井戸数 ／調査井戸数
六価クロム化合物	0.11 mg/L (2.2倍) ^注	0.05 mg/L 以下	2 / 9
ほう素及びその化合物	13 mg/L (13倍) ^注	1 mg/L 以下	23 / 23

注：（ ）内は地下水基準に対する倍率を示す。

2 今後の対応

事業者（アサヒセイレン中部株式会社）は、地下水モニタリング及び揚水施設による地下水汚染の拡大防止の措置を実施する予定です。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導していくとともに、関係行政機関と連携して、汚染が判明した土地の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

3 事業者の連絡先

アサヒセイレン中部株式会社 管理本部 マネージャー なかがわたくあゆき 中川貴幸
住所:大阪府大阪市西区新町1丁目33番8号 ISSビル3階
電話:06-6538-8044

4 調査対象地の概要

調査対象地は、1970年代後半から2023年まで製瓦工場として利用されており、六価クロム化合物の使用履歴は確認されていません。また、ほう素及びその化合物ろうえいの使用履歴がありますが、漏洩事故等の記録はありません。



※ 背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考 1

○2024年4月23日（火）記者発表内容

高浜市における土壤汚染について

三州野安株式会社(高浜市)が高浜市内の同社碧海工場において、土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

三州野安株式会社

(2) 報告年月日

2024年4月23日（火）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県高浜市碧海町五丁目3番15、3番16、3番17、3番18、3番19及び3番20の各一部

(4) 報告の根拠

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)

(5) 調査結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり、法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過土壤 検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
六価クロム 化合物	0.12 mg/L (2.4倍) ^{注1}	0.05 mg/L 以下	0～0.5 m	9／407
鉛及びその 化合物	0.91 mg/L (91倍) ^{注1}	0.01 mg/L 以下	0～0.7 m 2.10～2.95 m	33／407
ほう素及び その化合物	21 mg/L (21倍) ^{注1}	1 mg/L 以下	0～0.6 m	23／407

注1：()内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量

次表のとおり、法に規定する土壤含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤含有量 基準	基準超過土壤 検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
鉛及びその 化合物	3100 mg/kg (21倍) ^{注1}	150mg/kg 以下	0～0.72 m 2.10～2.95 m	37／407

注1：()内は土壤含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト及びコンクリート舗装並びに不透水性シートで覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、地下水汚染の有無を調査するとともに、深度調査により汚染範囲を把握した上で、措置を検討します。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

参考 2

○基準を超過した特定有害物質について

・六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

・ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で1～3 g、経口致死量は成人で15～20 g、幼児で5～6 g、乳児で2～3 gと言われています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)